

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和21年11月15日に、同社B支店における資格取得日に係る記録を22年10月1日に、同社本店における資格取得日に係る記録を26年9月21日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を28年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、21年11月から22年5月までの期間及び22年10月は600円、26年9月及び28年12月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月15日から22年6月1日まで
② 昭和22年10月1日から同年11月10日まで
③ 昭和26年9月21日から同年10月1日まで
④ 昭和28年12月1日から29年1月21日まで

私はA社に昭和21年11月15日に入社し、52年3月31日に退職するまで継続して勤務していたが、同社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。

A社の在籍証明書を提出するので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が申立人に交付した在籍証明書、事業主が保管していた職員原簿及び同僚の証言から、申立人が申立期間に継続してA社に勤務（昭和22年10月1日に同社本店から同社B支店、26年9月21日に同社D出張所から同社本店、28年12月1日に同社本店から同社C支店に異動）していたことが認められる。

また、事業主は、「当時の厚生年金保険の手続について、届出書類が残っていないため確認はできないが、入社と同時に加入手続を行い、転勤に伴う手続についても、前任地における被保険者資格喪失日と同日に新任地で被保険者資格取得の手続を行い、当然厚生年金保険料を給与から控除していたはずである。」としていることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和 22 年 6 月の A 社本店、同年 11 月の同社 B 支店、26 年 10 月の同社本店及び 29 年 1 月の同社 C 支店における社会保険事務所（当時）の記録から、申立期間のうち昭和 21 年 11 月から 22 年 5 月までの期間及び 22 年 10 月は 600 円、26 年 9 月及び 28 年 12 月は 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から④までについて、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、A 社は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間当時、A社B部に勤務し、船員保険の被保険者であったと認められることから、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間における資格喪失日（昭和19年6月1日）及び資格取得日（21年1月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年6月1日から21年1月1日まで
私は、昭和19年4月1日にA社に船舶通信士として入社した。

年金の裁定請求をする前に年金額の確認を行ったところ、最初の期間が漏れており、昭和19年5月21日の取得日は確認できたが喪失日が分からない旨の回答を受けた。改めてねんきん特別便で確かめてみたところ、10日余りで資格を喪失した記録となっており19月の欠落があることが分かった。

この期間は、船舶Cに乗船し、船が沈没した後は予備船員として待機していた。また、昭和20年11月30日からは船舶Dに乗船しており、調査して船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、被保険者名簿によると、A社において昭和19年5月21日に船員保険の資格を取得し、同年6月1日に資格を喪失後、21年1月1日に同社において再度資格を取得しており、19年6月から20年12月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人の昭和19年5月21日から同年6月1日までの期間に係る被保険者記録は、A社に係る被保険者名簿には記載されていない。

また、申立人が提出した船員保険被保険者資格関係事項についての昭和61年10月29日付け、F課からの回答書には「A社分につきましては昭和19年5月21日の取得日は確認できましたが、喪失日は今回の調査

では確認できませんでした。つきましては年金請求の際再調査することとなりますので参考となる資料等ありましたら添付の上請求してください。」と記述されており、さらに、欄外に「S19/6-1～S21/1-1…H局に確認したが焼失したので不明」との記述が認められる。

このことについて社会保険事務所（当時）は、「資格取得日のみが確認でき、資格喪失日が不明である場合には、従来から、資格取得日に係る1か月だけを加入期間としている。」と回答しており、これらのことから事業主が申立人の資格喪失日を昭和19年6月1日と届け出たとは考え難い。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人のA社における再度の被保険者資格取得日は昭和21年1月1日と記載されているものの、申立人に係る船員保険被保険者票（旧台帳）においては、同日は報酬月額変更年月日となっている。

加えて、申立人の船舶Cに係る詳細な記憶は、文献G（E発行）の記載内容と一致する。そして、申立人の同船舶沈没（昭和20年6月19日）後の経緯に係る説明は具体的かつ詳細であり、当該説明により、申立人は、同船舶沈没後、船員法第2条第2項に規定する予備船員（予備船員は、船員法第1条第1項に規定する船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていないものをいうと規定されている。）に該当したものと考えられることから、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において適切な記録管理が行われていなかったものと考えられ、申立人は、申立期間当時、A社に勤務し、船員保険の被保険者であったと認められることから、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間における資格喪失日（昭和19年6月1日）及び資格取得日（21年1月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条に基づき、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年2月21日から同年5月30日までの期間について、B社の事業主は、申立人が43年2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月21日から同年8月1日まで

A社の資格喪失日が昭和43年2月21日とされているが、同年7月31日まで勤務していたので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年2月1日から同年5月30日までの期間について、A社の関連企業であるB社における雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立人が、当該期間は同社に在籍していたことが認められる。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で同一生年月日の昭和43年2月1日から同年5月30日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、B社の事業主は、申立人が同事業所において昭和43年2月1日に被保険者資格を取得し、同年5月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間のうち昭和43年2月から同年4月までの標準報酬月額については、上記の社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和43年5月30日から同年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る雇用保険の記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保持しておらず、事業主も、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存期間の経過により廃棄しており、申立人の昭和43年5月30日から同年8月1日までの期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和43年5月30日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、A社に勤務していたが、平成16年12月の賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録がないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社で保管されている賃金台帳及び申立人所持の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与額から41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を53万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、A社に勤務していたが、平成16年12月の賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録がないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社で保管されている賃金台帳及び申立人所持の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与額から53万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を47万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、A社に勤務していたが、平成16年12月の賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録がないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社で保管されている賃金台帳及び申立人所持の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与額から47万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成7年12月1日から18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、7年12月から8年9月までは30万円、8年10月から15年3月までは28万円、15年4月から16年9月までは36万円、16年10月から18年8月までは34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から同年12月1日まで
② 平成7年12月1日から18年9月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A社で平成7年12月1日に厚生年金保険の資格を取得したとなっているが、同年10月から勤務していた。

また、平成7年ごろから、事業主と事務担当者が標準報酬月額の改ざんを行っていたことが分かり、当時、訂正が可能であった18年9月から20年8月までの標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）で訂正してもらった。それ以前についても正当な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の保有する当時のA社の給与明細書から、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これら標準報酬月額の範囲内のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、申立人が保有する給与明細書から確認できる報酬額及び保険料控除額から、平成7年12月から8年9月までは30万円、8年10月から15年3月までは28万円、15年4月から16年9月までは36万円、16年10月から18年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人が保有する給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成7年12月から18年8月までの申立期間②の全期間にわたり一致していない上、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した社員名簿から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社が提出した申立人に係る賃金台帳において、平成7年10月及び11月の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社が提出した平成7年分所得税源泉徴収簿及び区役所が発行した「国民健康保険料年間納付額のお知らせ」（7年分）から判断すると、申立人が保有する平成7年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料の金額は、同社における同年12月の社会保険料、申立人が同社の前に勤務していた会社で控除された社会保険料及び国民健康保険料であると考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、A社に勤務していたが、平成16年12月の賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録がないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社で保管されている賃金台帳及び申立人所持の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与額から23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年3月30日に、資格喪失日に係る記録を43年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41年3月から同年12月までは2万2,000円、42年1月から同年9月までは2万4,000円、42年10月から43年9月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月30日から43年10月3日まで
私は、昭和38年4月1日にA社に入社して以来、同社の各地の支店で勤務し、63年10月31日に退社した。申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないが、当該期間は、同社B支店で勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の提出した社員台帳及び同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年3月30日に同社C支店から同社B支店に異動、43年10月3日に同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和41年3月から同年12月までは2万2,000円、42年1月から同年9月までは2万4,000円、42年10月から43年9月までは2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務の履行について事業主は、当時の資料等が無いため不明としているが、申立期間の

A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらず、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなり、さらに、その期間中に3回にわたり厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定を行う機会があったこととなるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から申立人に係る被保険者資格の得喪等に係る社会保険事務所への届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年3月から43年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は昭和25年10月1日であると認められることから、申立期間について資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年3月及び同年4月は1,200円、24年5月から25年6月までは3,000円、25年7月から同年9月までは4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年3月21日から25年10月1日まで
私は、昭和20年11月に地元にあったA社B工場に入社し、定年退職するまで同社の工場やグループ会社に継続して勤務した。申立期間は、同社のB工場に勤務していた。当時、会社の給料遅配などは無かったし、保険料は継続して控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場から提出された在籍証明書から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立人の同僚に照会を行ったところ、複数の同僚から、「申立人は、申立期間当時、A社B工場に勤務していた。」との回答が得られた。

一方、当該被保険者名簿において申立人は、昭和24年3月21日に資格喪失と記録されているが、同日以後の同年5月1日に標準報酬月額の改定の記載があり、また、取り消されているものの、25年7月1日に標準報酬月額の改定の記載があることが確認できる。

また、当該被保険者名簿において、申立人の記録が記載されているページ及びその前後5ページを調査したところ、昭和25年7月1日に標準報酬月額の改定の記載がある被保険者全員の資格喪失日は同年10月1日

であることが確認できる。

さらに、申立人の1行下の被保険者の資格喪失日は、申立人と同じ昭和24年3月21日となっているが、同年5月1日及び25年7月1日の標準報酬月額の変更記録はない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社B工場の申立人に係る被保険者記録の管理が適切に行われていたとは考え難く、申立人の資格喪失日は、昭和25年10月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、当該被保険者名簿により、昭和24年3月及び同年4月は1,200円、24年5月から25年6月までは3,000円、25年7月から同年9月までは4,000円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年5月1日から同年12月6日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、8年12月6日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年12月6日から9年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成8年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年5月1日から同年11月30日まで
② 平成8年11月30日から9年6月30日まで

私は、A社を平成9年6月ごろ退職した。在職中の給与は月20万円ぐらいであった。20年11月ごろ社会保険事務所（当時）の職員が自宅に訪ねてきた際に、標準報酬月額が9万2,000円に下げられていることと、厚生年金保険が8年11月30日で資格喪失となっていることを知った。申立期間①の標準報酬月額を20万円に訂正し、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する20万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成8年11月30日）の後の同年12月6日付けで、

9万2,000円に引き下げられた上、同日付けで同年11月30日に資格喪失したとする旨の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人を除く6名（うち役員2名）についても申立人と同様の処理が行われていることが、オンライン記録から確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録から、申立人が平成9年5月25日までA社に勤務していたことが確認できる上、申立人から提出された給与明細書及び預金通帳の写しから、申立人の報酬月額、訂正前の標準報酬月額に相当する報酬月額であったことが確認できることから、社会保険事務所において、上記の標準報酬月額の訂正及び申立人が8年11月30日に資格喪失したとする旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記の処理は有効な処理であったとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該処理の行われた平成8年12月6日であり、同年5月から同年11月までの標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、当該期間のうち、平成8年11月30日から9年1月1日までの期間については、雇用保険の被保険者記録並びに申立人から提出された預金通帳の写し及び8年6月分給与明細書の写しから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成8年10月のA社における訂正前の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成8年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿謄本によると、同社は、当該期間においても法人格を有していることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、平成8年12月6日に同年11月30日付けで適用事業所でなくなる旨の届出を行っていることが認められることから、申立人の同年12月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間②のうち、平成9年1月1日から同年6月30日までの期間については、雇用保険の被保険者記録から同年5月25日まで申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人から提出された預金通帳の写しから、平成8年5月から同年12月までの申立人の給与振込額はほぼ一定であることが確認

できるところ、9年1月及び同年2月の振込額は、それ以前と比べて高額であることから、保険料の控除があったとまでは言えず、また、同年3月以降の振込額は、8年5月分から同年12月分までの振込額に社会保険料相当額を加算した金額とほぼ一致することから、保険料の控除は無かったと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和19年8月1日から20年5月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を19年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年5月7日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、A社の記録が無い旨の回答をもらったが、実際は、旋盤工員として勤務していた。
給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和19年5月にA社に入社したとする同僚は、「申立人は、私が同社に入社した約3か月後から、同社工場に、旋盤工員として勤務していた。」と供述している。

また、申立人のA社に入社した経緯から、勤務実態及び当時の同社の事業内容並びに終戦に至る周辺事情の説明は、具体性があり、同僚の供述にも符合している。

さらに、オンライン記録では、A社工場の同じ棟内で同種の業務に従事していたとする同僚2名は、いずれも当該期間において、厚生年金保険の被保険者となっている。

加えて、申立人及び同僚の2名は、当時A社では全員が入社と同時に厚生年金保険に加入していたと供述していることから、厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和19年8月1日から20年5月7日までの期間、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年8月1日までの期間については、申立人の勤務実態を供述した当該同僚の厚生年金保険の資格取得日が、同年5月1日になっていることに加え、他の上司及び同僚については、いずれも既に死亡しており、当該期間について申立人の勤務実態は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和19年8月から20年4月までの標準報酬月額については、A社における19年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、同種の業務に従事していた同僚の標準報酬月額が30円であることから、30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に、行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社の記録が無い旨の回答をもらったが、高等学校を卒業後、同社に就職し、同社の出張所で企業別の株価を記録する事務員として同社に勤務をしていた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在、A社の承継法人であるB社の代表取締役は、申立人について、申立期間に同社に勤務しており、当該期間に係る厚生年金保険料を毎月の給与から控除していたと供述している。

また、オンライン記録では、申立期間当時、申立人と同じく、A社の出張所で同種の業務に従事していたとしている者及び高等学校を卒業後、同社に就職したとしている者2名は、いずれも当該期間について厚生年金保険の被保険者となっている。

さらに、B社の代表取締役及び申立期間当時A社の管理職であったとしている者は、従業員は全員が正社員であり、かつ厚生年金保険に加入していたとしていることから、当時同社のほぼすべての従業員が、厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和31年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、同種の業務に従事していた同僚の標準報酬月額が4,000円であることから、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和24年5月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年5月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年5月から25年9月までは6,000円、25年10月から27年4月までは8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月10日から27年5月1日まで

私は、A社に就職し、昭和24年5月から27年4月までB工場に配属され、住み込みで配送の業務に就いていたにもかかわらず、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名（漢字表記が1字異なる）で同一生年月日の者が昭和24年5月10日に資格を取得し、27年5月1日に資格を喪失した旨の基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、当時の上司及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてB工場に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、上記の上司は、B工場には申立人と同姓同名の者はいなかったと証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和24年5月10日に資格を取得し、27年5月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったこと

が認められる。

なお、標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和 24 年 5 月から 25 年 9 月は 6,000 円、25 年 10 月から 27 年 4 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月1日から同年7月1日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A社B支店で昭和40年6月1日に資格を喪失し、同社本社で同年7月1日に資格取得となっているが、当時は、38年4月1日に、同社本社で採用された後、すぐに同社B支店に異動になり、2年2か月後に同社本社に戻った。同社には、平成9年6月30日まで継続して勤務したので、空白が生じるはずがない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、A社が提出した在籍証明書、健康保険組合が回答した被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和40年6月1日に同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和40年7月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録を平成5年1月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月21日から5年1月11日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A社B支社における厚生年金保険の資格喪失日が平成4年12月21日となっているが、私は昭和48年4月に入社してから現在まで同社に継続勤務しているので、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（平成5年1月11日に同社B支社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における平成4年11月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和25年1月4日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年3月から同年5月までは360円、22年6月から23年7月までは600円、23年8月から同年11月までは1,800円、23年12月から24年4月までは4,200円、24年5月から同年12月までは4,500円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月15日から25年1月ごろまで

私は、A社で昭和21年12月から朝鮮戦争が始まる前まで仕事をしていましたが、オンライン記録では、同社の記録が3か月しか無いことになっている。同社が倒産するまで社員として勤務していたので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和22年3月15日となっている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格喪失日に係る記載は無く、昭和23年12月1日に標準報酬月額の改定が行われていることが確認できる。

また、申立人に係る被保険者台帳（旧台帳）には、資格喪失日が昭和22年3月15日となっているものの、その原因欄には「移管」と記載されている。

これらのことから、申立人が昭和22年3月15日に資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、「同僚と共に、A社が倒産した昭和24年の年末か25年の初めごろまで勤務し、同年6月の朝鮮戦争勃発時には失業保険を

受給していた。」と述べているところ、オンライン記録は、当該同僚の資格喪失日は 25 年 1 月 4 日となっていることが確認できることから、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 1 月 4 日に A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び標準報酬の改正経過から判断して、昭和 22 年 3 月から同年 5 月までは 360 円、22 年 6 月から 23 年 7 月までは 600 円、23 年 8 月から同年 11 月までは 1,800 円、23 年 12 月から 24 年 4 月までは 4,200 円、24 年 5 月から同年 12 月までは 4,500 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和34年5月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年5月1日まで

昭和34年4月1日付けで、A社本社から同社B工場に転勤したときの1か月間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているので、調査して厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、昭和34年4月1日となっており、申立期間は被保険者期間となっていない。

しかし、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は、昭和34年4月1日となっているものの、備考欄に「34.4事後取消」の記載が確認でき、上記取消し後の資格喪失日は記載されていない。

さらに、A社から提出のあった同社本社の健康保険・厚生年金・失業保険被保険者台帳には、申立人は転出のため昭和34年5月1日に同社における被保険者資格を喪失している旨が記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和34年5月1日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年3月の社会保険事務所（当時）の記録及び上記の台帳の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,900円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年8月1日から同年9月1日まで
社会保険庁（当時）の記録によれば、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、昭和23年8月1日から同年9月1日までの期間が欠落している。

昭和17年1月5日から59年9月30日までA社に継続して勤務しており、同一企業内における転勤なので、空白期間があるのは納得できない。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の職員台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における被保険者資格喪失時の記録から3,900円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
A 法人に平成 9 年 4 月 1 日から継続して勤務していたにもかかわらず、同法人の事務手続の不備のため、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人が提出した給与台帳及び在職証明書並びに人事関係連絡等の写しから、申立人が申立期間に同法人に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、上記給与台帳において、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また A 法人に照会したところ、「事務処理の誤りから、申立人の申立期間の資格取得の届出について申立てどおりの届出を行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨の回答をしている。

なお、A 法人は、平成 20 年 2 月 20 日に、申立期間に係る資格取得日を 10 年 5 月 1 日から同年 4 月 1 日に訂正した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の取得年月日訂正を社会保険事務所（当時）に提出している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月から26年3月15日まで

私は、昭和25年1月からA 渉外労務管理事務所に所属し、Bに英文タイピストとしてCから通勤した。この年は朝鮮戦争があり、Dに大雪が降り、通勤に大変苦勞したのを覚えている。厚生年金保険に加入していたはずであり、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和25年1月からA 渉外労務管理事務所に所属し、Bに勤務していたと述べている。

しかし、E 渉外労務管理事務所が作成した連合國軍関係常備使用人登録票において、申立人は、Bに昭和26年1月11日付採用と記録されており、同日以降に勤務していたことは確認できる。

また、A 渉外労務管理事務所が作成した申立人の駐留軍従業者被保険者カードにおいて、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭和26年3月11日となっており、オンライン記録（同年3月15日）とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、A 渉外労務管理事務所における従業員の労務管理に係る記録を保管しているF 防衛局及びG 防衛事務所に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険及び雇用保険の加入記録は確認できなかった。

加えて、申立人と同月に被保険者資格を取得している者8名に照会したところ、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務開始時期や当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることができなかった。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年ごろから29年ごろまで

夫は、申立期間のころは大学に行きながら、父親が経営する焼付塗装のA社に勤務した。事業主である父親が、夫の給料から厚生年金保険料を引いていたことを記憶しているので、申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び申立人の実弟の証言から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立期間における事業主である申立人の父親の厚生年金保険の加入記録も無い。

また、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等が無く、保険料控除に係る関係資料は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から39年2月1日まで
私は、昭和30年11月から43年8月末までA社に勤務したが、34年6月1日から39年2月1日までの厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、一貫してA社（現在は、B社）の寮の管理業務に就き、申立期間はA社のC寮に勤務していたことは、申立期間前から申立人を知っている同社の元社員の証言から推認できる。

しかし、B社は、「申立人は、夫と共に住み込みで寮の管理を行っていたが、同社の健康保険組合が保管している加入記録により、申立人は、申立期間は同組合の被保険者でなく、また、同組合の加入記録と厚生年金保険の被保険者記録が一致していることが確認できることから、申立期間に申立人は厚生年金保険の被保険者ではなかった。」旨を回答している。

また、A社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、昭和34年6月1日に申立人の夫が厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるが、同名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 9 月 1 日まで
② 昭和 28 年 3 月 20 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 29 年 3 月 13 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 29 年 11 月 1 日から 30 年 12 月まで
⑤ 昭和 31 年 3 月 1 日から 32 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の期間照会をしたところ、A社とB社（現在は、G社）の加入記録の一部の記録が無く、C社（現在は、F社）、D社（現在は、I社）及びE社については加入記録が全く無いとの回答があった。当該期間について空白期間が無いはずであり、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和28年7月1日に被保険者資格を取得した元従業員4名は連絡先が不明なため、申立てに係る証言を得ることができなかった。

さらに、C社は、申立期間当時、申立人の同社における在籍を確認できないとしており、申立人の厚生年金保険の適用状況及び給与から保険料が控除されていたことを確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持していない。

申立期間②については、申立人は昭和28年9月までA社に勤務していたと申し立てているが、当該期間に同社に勤務し連絡の取れた元従業員2名

は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務期間に係る証言を得ることができないことから、申立人の当該期間における同社での在籍を確認できない。

また、A社は昭和58年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明なため、申立人の厚生年金保険の適用状況及び給与から保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者台帳の厚生年金保険の資格喪失日とオンライン記録が一致している上、同被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した昭和28年3月20日以降に申立人の名前は無く、不自然な記載も見当たらない。

申立期間③については、申立人は昭和29年10月までB社に勤務していたと申し立てているが、申立期間に同社に勤務し連絡の取れた元従業員10名のうち、回答のあった5名は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務期間に係る証言を得ることができないことから、申立人の同期間における同社での在籍を確認できない。

また、G社及びH健康保険組合は申立期間当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び給与から保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者台帳の厚生年金保険の資格喪失日とオンライン記録が一致している上、同被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した昭和29年3月13日以降に申立人の名前は無く、不自然な記載も見当たらない。

申立期間④については、当時のD社の部署や従業員数に関する申立人の記憶と当時の元従業員の供述が一致していることや申立人を記憶している元従業員がいることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時にD社に勤務し、連絡の取れた4名の元従業員のうち、3名は申立人のことを記憶しておらず、1名は申立人のことを記憶しているとすもの記憶が曖昧であり、申立てに係る証言を得ることができず、申立人の同社での勤務期間を特定できない。

また、上記の元従業員のうち2名はD社には試用期間があったとしており、それぞれ入社してから5か月、22か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社後、一定期間において、従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、I社の事業主は、申立人のD社での勤務は確認できないとしており、申立人の厚生年金保険の適用状況及び給与から保険料が控除されていたことを確認することができない。

申立期間⑤については、E社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、E社の経営者は既に亡くなっており、その妻も高齢のため、申立人に係る証言を得ることができず、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿）も無いことから、申立人の厚生年金保険の適用の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで
平成 15 年に経営状況が厳しくなり、数か月の社会保険料が滞納となった。社会保険事務所（当時）の職員から、代表者の報酬を下げて期間をさかのぼって調整するよう提案されたと経理担当者から報告を受けたが、私は承諾していないので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、62 万円と記録されていたところ、平成 15 年 5 月 1 日付けで、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、標準報酬月額の訂正処理が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、経理担当者から、「滞納保険料の処理について、社会保険事務所の職員から社長の標準報酬月額を減額するように提案された。」と報告は受けたが、減額訂正については承諾していないと主張しているものの、経理担当者は、「私が、標準報酬月額の訂正書類を作成し、社長から承諾を得た上で手続をした。」と証言していることから、代表取締役として申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで
A社に勤務した昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 6 月 1 日までの期間のうち、30 年 3 月 1 日から 31 年 2 月 1 日までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する履歴書から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じ時期にA社に入社し、同様の業務についていたとする同僚も、申立人と同じ昭和 31 年 2 月 1 日に資格を取得していることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

また、複数の同僚から聴取したところ、その者の記憶する入社時期と被保険者資格取得日が一致しないことから、当時、A社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は給料明細書等の資料を保存しておらず、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月 1 日から 52 年 6 月 1 日まで
② 昭和 52 年 12 月 16 日から 54 年 7 月 25 日まで
③ 昭和 54 年 11 月 13 日から 56 年 1 月 10 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務していた期間に途中で二度も資格を喪失しているが、私は途中で退職したことは無く、申立期間も同社に継続して勤務していた。

また、A社の記録が無い期間に、B社で4か月の被保険者記録があるということだが、同社に行ったのは、せいぜい数週間だけであり、その間も籍はA社にあるものと思っていた。

B社の記録はそのままでもいいとしても、申立期間をA社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A社の従業員は、「申立人に限らず、ほかの会社に行っ
て働くことがあり、そのような場合、A社から給料は支払われていなか
ったと思う。」と証言しており、同社在籍中に別の会社に行っ
て働いたことがあるとする従業員は、別会社に行っ
て勤務していたとする期間は同社において被保険者となっ
ておらず、申立人も同社からB社に手伝い
に行っ
たとするところ、申立人の厚生年金保険の被保険者記録において、
B社で昭和 54 年 7 月 25 日に資格を取得し、同年 11 月 13 日に資格を喪
失している記録が確認できる。

また、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録における資格取得
日と離職日は、オンライン記録における申立人の厚生年金保険の資格取

得日と資格喪失日とほぼ一致している上、同社の事業所別被保険者原票によると、昭和 51 年 2 月 1 日の資格喪失時には同年 2 月 16 日に、52 年 12 月 16 日の資格喪失時には同年 12 月 24 日に、それぞれ健康保険証が返納されていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間も A 社に継続して勤務し、厚生年金保険を適用されていたとは考え難い。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 11 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料から計算した標準報酬月額より低くなっている。
給与明細書を提出するので、適正な標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について標準報酬月額の相違を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、それらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間のうち平成元年 10 月から 2 年 9 月までの期間について、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料は、申立人から提出された給与明細書において、元年 10 月から 12 月までは月額 1 万 8,600 円（給与明細書が無い場合前後の給与明細書から推認）、この額に基づき算出される標準報酬月額は 30 万円、2 年 1 月から同年 9 月までは 2 万 1,450 円、この額に基づき算出される標準報酬月額は 30 万円となる。

しかし、申立人の報酬月額（給与の総支給額）は、給与明細書において、平成元年 10 月から 2 年 8 月までは 12 万円、この額に基づき算出される標準報酬月額は 11 万 8,000 円、同年 9 月は 16 万 8,000 円、この額に基

づき算出される標準報酬月額は17万円となる。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、平成元年10月から2年8月までが11万8,000円、同年9月が17万円であり、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）より低額となる。

平成2年10月については、給与明細書において、申立人の報酬月額（給与の総支給額）は13万7,800円、この額に基づき算出される標準報酬月額は13万4,000円となるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料は8,437円、この額に基づき算出される標準報酬月額は11万8,000円となる。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、11万8,000円であり、オンライン記録による標準報酬月額11万8,000円と一致している。

これらのことから、申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月から 55 年 8 月 1 日まで
② 昭和 55 年 8 月 1 日から 58 年 12 月 16 日まで

私は申立期間①についてはA社で、申立期間②についてはB社で勤務していたが、その期間の厚生年金保険の記録がすべて欠落している。

しかし、私は昭和 48 年 10 月にA社に入社した。55 年 8 月に同社が倒産し、その業務を引き継いだB社に、私も含め、従業員全員が移籍した。その際には勤務地に変更も無かった。

また、昭和 52 年には長男が出生しており、出産費用を健康保険で請求し、受給した記憶があり、その後も勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶していたA社の同僚等の証言から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「A社に勤務した当初は昼間大学に通学しながらアルバイトで勤務していた。その後長男が生まれたが、その際に出産費用を健康保険で受給したので、その時は正社員だった。」としているが、長男の出産に係る保険給付は、申立人の配偶者の健康保険被保険者資格に基づき支給されていることが、配偶者の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる。

また、申立人及び同僚2名は、当時の従業員は6、7名としているが、厚生年金保険の記録が確認できるのは4名であり、申立人が記憶していた女性従業員についても当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

さらに、申立人を記憶している同僚2名は、申立人の勤務形態や当時の社会保険の取扱いは不明であるとしている上、当時の事業主及び社会保険手続の担当者も死亡しているため、申立人の勤務形態や同社の社会保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、申立期間において整理番号に欠番も無い。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録も確認できない。

申立期間②について、申立人及び同僚2名は、A社の倒産時に勤務していた6、7名全員がB社に移籍したとしているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点で同社の被保険者は7名であるが、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのは、そのうちの4名であることが確認できる。

また、B社が加入していた厚生年金基金についても、申立人の加入記録は確認できない。

さらに、B社の事業主は、当時の申立人の在籍や社会保険の取扱い等については、すべて不明であると回答している。

加えて、B社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、申立期間において整理番号に欠番も無い。

また、申立人はB社に係る申立期間40月のうち、C社において約29月の雇用保険の加入記録が確認できるが、C社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、法人登記も確認できないため、当時の事業主等にB社との関係や社会保険の取扱いについて確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 48 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 社及び B 社共に月の末日付けで退職したにもかかわらず、その前日が退職日となっているため両事業所の被保険者期間がそれぞれ 1 か月足りないことになっている。調査の上、回答いただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の保管する従業員名簿の記録及び雇用保険加入記録によると、申立人の同社における離職日は昭和 43 年 8 月 30 日となっており、オンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

また、申立人は退職日を決める際に「所属長と話し合いをした。」と述べているが、内容を記憶していないことに加えて、所属長及び同僚の名前も記憶しておらず、昭和 43 年 8 月 31 日までの勤務実態を確認することができない。

申立期間②について、B 社の保管する人事記録及び雇用保険加入記録によると、申立人の同社における離職日は昭和 48 年 3 月 30 日となっている上、同社の保管する厚生年金基金資格喪失届に記載されている資格喪失日は、オンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

また、昭和 48 年 3 月 31 日は事業所カレンダーから休業日であったことが確認できることから、退職日の取扱いについて事業所へ確認したところ「退職希望日が事業所の休業日に当たる場合には、所属長との話し合いによりその希望日をもって退職日とする場合と、本人の了解を得て最終出勤日

を退職日とする場合がある。」と回答している。

さらに、申立人に上記の取扱いについて確認したところ、「話合いをしたことは記憶している。」と述べているが、「内容までは記憶していない、所属長の名前も忘れてしまった。」と述べているにとどまり、昭和 48 年 3 月 31 日まで在籍していたことを確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 29 日から 15 年 7 月 1 日まで

私は、平成 14 年 7 月 29 日から 17 年 12 月 31 日まで A 社に登録し B 社 C 支社に派遣されていた。オンライン記録では、15 年 7 月 1 日に資格取得、18 年 1 月 1 日資格喪失となっており、入社してから 15 年 6 月まで被保険者記録が無い。調査し年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、就業条件明示書、タイムシート及び申立人が人材派遣登録していた A 社からの回答により、申立人が申立期間について同社から B 社 C 支社に派遣されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書から、申立期間について厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間のすべてについて国民年金に加入し、申請免除の手続をしていることが確認できる。

さらに、平成 14 年に A 社に登録していた同僚は、同社の厚生年金保険の加入取扱いについて、「派遣登録当初の半年は加入できないが、半年後は本人の希望により加入できた。」と述べているところ、申立人は、「1 年後に自ら申し出て厚生年金保険に加入した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 14 年 11 月 30 日まで
私は、平成 10 年 9 月から 14 年 11 月末ごろまで A 社で営業の仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。会社から受け取った源泉徴収票には社会保険料控除が確認できるので、調査の上、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は申立期間のうち、平成 12 年 1 月 4 日から同年 11 月 30 日までの期間は A 社の関連会社である B 社に、同年 12 月 1 日から 14 年 6 月 20 日までの期間は C 社（A 社からの出向先）に勤務していたことが確認できる上、A 社が保管していた賃金台帳により、12 年 6 月から 14 年 6 月までの期間は同社から給与が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、A 社の賃金台帳から申立人は事業主により給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、B 社及び C 社は、申立期間において厚生年金保険法の適用事業所となっておらず、A 社は平成 13 年 6 月 1 日に適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、D 市役所の国民健康保険の記録から、申立人の平成 10 年 8 月 26 日から 14 年 12 月 22 日までの国民健康保険加入記録が確認できる。

加えて、申立人が提出した平成 13 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、A 社の賃金台帳に記載されている雇用保険料額と D 市へ照会した申立人の国民健康保険料額の合計とほぼ一致している。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関係資料及び

周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 1 日から 53 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 5 月 1 日から平成 8 年 8 月 1 日まで A 病院に勤務し、医療事務を行っていた。厚生年金保険被保険者記録では、昭和 47 年 5 月から 53 年 5 月までが厚生年金保険被保険者となっていないが、厚生年金保険に加入していたはずであり、調査し年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の記録から昭和 48 年 5 月 1 日から平成 8 年 7 月 31 日まで A 病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 病院が昭和 43 年 8 月から加入している B 健康保険組合からの回答によると、申立人の記録は、53 年 6 月 1 日に資格取得、平成 8 年 8 月 1 日に資格喪失となっている。

また、C 厚生年金基金によると、申立人は、基金設立時の昭和 61 年 4 月 1 日の資格取得となっているが、入社年月日は 53 年 6 月 1 日とされている。

さらに、昭和 47 年 2 月から 53 年 6 月までの期間、A 病院に係る被保険者原票において申立人の氏名の確認をしたが、氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間当時に申立人の夫が勤務していた D 社に係る被保険者原票において、昭和 45 年 4 月から 53 年 7 月までの期間、申立人は申立人の夫の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 14 日から 40 年 4 月 18 日まで
私は、平成 8 年に社会保険事務所（当時）で年金記録の確認をしたところ、脱退手当金を支給済みであると言われ、初めて脱退手当金制度のことを知った。出産のため退職したが、会社から脱退手当金をもらうか否かを聞かれたことは無く、もらった記憶も無いので、脱退手当金が支給されたこととなっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 40 年 4 月 18 日の前後（昭和 38 年 1 月から 45 年 12 月まで）に資格を喪失した脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者 8 名を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は 5 名であり、そのうち申立人を含め 4 名が資格喪失後 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、上記同僚のうち 1 名は「脱退手当金支給決定通知書」を所持しており、会社が代理請求し、社会保険事務所で脱退手当金をもらったと供述しているほか、当時の A 社の社会保険事務担当者も事業主の代理請求が行われていたと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 40 年 10 月 19 日に支給決定されているなど、一連

の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 30 日から 7 年 1 月 10 日まで
A社での厚生年金保険の資格取得日は平成 7 年 1 月 10 日になっているが、私は、同社を知人から紹介され、自動車整備士として 6 年 9 月 30 日から勤務した。健康保険証は、会社からすぐにもらった記憶がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人をA社に紹介した同僚は、自らは平成 6 年の夏ごろに入社したと供述しているが、厚生年金保険の資格取得日は、同年 11 月 1 日となっている。

また、複数の同僚は、「当時、A社での試用期間は、従業員ごとに異なっており、中途採用者などは採用条件として、試用期間を設けることもあった。」、「当時、採用時の面接は社長が行って、試用期間も決めており、私は、総務部で試用期間が 1 か月ぐらいであった。」、「私の仕事は、営業であり、試用期間は 2 か月ぐらいだった。」旨を回答している。

さらに、A社は、「申立期間当時の試用期間の状況については、不明であるが、現在は、3 か月ほどの試用期間を設けている。」と回答している。

加えて、申立人の B 健康保険組合及び C 厚生年金基金の資格取得日は、平成 7 年 1 月 10 日となっており、A社における厚生年金保険の資格取

得日と同日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月ごろから 46 年 10 月ごろまで
A社は、店主と奥さんで営んでいた小さな家具屋で、私は、そこで家具を軽トラックで配送する仕事と店先での店員として働いていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、商業登記簿謄本においても同社を確認することができない。

また、申立人は、「当時、A社には、事業主及びその妻と私の3人であった。」と供述していることから、同社は、従業員5人未満の事業所（いわゆる非適用事業所）であり、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所の要件を備えていなかったものと認められる。

さらに、A社が厚生年金保険の任意包括適用事業所の申請を行っていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、A社の事業主に連絡が取れず、証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から37年10月1日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、A社B工場での記録が、昭和37年10月1日に資格取得となっている。

私は、入社して間もなく、会社からもらった健康保険証で、歯科に通院した記憶があり、また、昭和34年の天皇陛下ご成婚の時は、昼休みに同僚数人とテレビ中継を見た記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B工場での勤務状況などについて具体的に述べていること、及び同僚の証言から、申立人が申立期間に同社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が資格取得した昭和37年10月1日の同日に資格取得している者は、197名(うち、女性は173名)であることが確認できる上、複数の従業員は、「当時は、正社員以外の従業員の方が多く、これらの者は、入社してすぐには厚生年金保険に加入できなかった。」、「当時、労働争議があり、昭和37年10月1日に厚生年金保険に加入させてもらえるようになった。」などを回答している。

また、申立人は入社して間もなく会社から健康保険証をもらい、歯科に通院した記憶があると供述していることから、A社B工場では、C健康保険組合の被保険者であったが、厚生年金保険を適用させていなかった従業員に対して、同日に一括して厚生年金保険の資格を取得させたことがうかがえる。

さらに、申立人と同日に資格取得している従業員は、資格取得前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨を供述している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されている事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から4年12月11日まで
平成20年11月に社会保険事務所(当時)の担当者2名が自宅に来た時に、私の申立期間の標準報酬月額が8万円であると聞いた。当時、社会保険事務所の担当者から会社の滞納分を私の役員報酬から差し引くとされていたが、余りにも少ないと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成4年12月11日)の後の平成5年4月13日付けで、さかのぼって8万円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が行った「不適正な^{そきゆう}遡及訂正処理の可能性のある記録のうち年金受給者(約2万件)への戸別訪問調査」の申立人に係る質問応答書に、「社会保険関係の手続は自分が行っていた。社長の給与を減額することで対処することとなり、自分が、^{そきゆう}遡及手続を行った。」との記載が見られることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月22日から同年10月1日まで
A社（現在は、B社）に勤務していた時のうち、昭和19年3月22日から同年10月1日までの期間、厚生年金保険被保険者となっていないが、当該期間、同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の発行した退職証明書により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は「申立期間は発電所の運転員であった。」と述べているところ、申立人が一緒に運転員として勤務していたとするA社C発電所の同僚4名については、申立期間に係る労働者年金保険の記録が無いことから、発電所の運転員は労働者年金保険の適用対象外であったと推認される。

また、申立人を含めA社C発電所の同僚4名は、厚生年金制度発足時である昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、厚生年金保険の適用対象となったことにより資格を取得したものと推認される。

なお、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 11 日から 30 年 5 月ごろまで
社会保険庁（当時）の記録では、A社で勤務していた期間のうち、昭和 29 年 8 月 11 日から 30 年 5 月ごろまでの期間の被保険者記録が無い。私は 27 年ごろから同社で働いており、30 年 5 月ごろに同社を退職した。私の在職中に社員は次々に退職し、私が同社を退職するころには、社員は 2、3 人程度しか残っていなかったことを覚えている。申立期間に同社で勤務していたことに間違いなく、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職するころ、同社には社員が 2、3 人程度しか残っていなかったことを記憶していると述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和 29 年 8 月 11 日時点で、同社において被保険者資格のある者は事業主のほか 2 名であることが確認できる。

また、上記の被保険者は、連絡先が不明であり、申立期間中にA社において、新たに被保険者資格を取得した者もないことから、申立人が同社を退職したとする時期についても特定することができず、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者記録がある者で、連絡先の判明した者に対して、同社における申立人の申立期間の勤務実態について照会したが、申立人の申立期間に係る回答は得られず、申立期間の勤務実態を確認することができない。

加えて、A社の事業主は既に死亡しており、同社に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿においても、申立人の被保険者資格喪失日が、昭和29年8月11日となっていることが確認できる以外に、申立期間に係る同社での厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。